

年末調整の変更点

令和5年1月1日から非居住者である扶養親族の範囲が**厳格化**されていますので、年末調整においても外国人を雇用している場合には注意が必要です。子女が海外留学している場合も留学ビザの有無等の確認が必要になります。

【改正前】

非居住者扶養親族は16歳以上で、親族関係書類と送金関係書類の提出が必要

【改正後】

30歳以上70歳未満の場合は扶養親族の要件が厳格化されました。

非居住者扶養親族は次に掲げる人

- ① 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- ② 30歳以上70歳未満は以下の場合に限る。
 - ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ・障害者
 - ・生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人。

		非居住者である扶養親族	
扶養控除の 対象外	扶養控除の対象外 (令和5年度より)		
	「必要書類」		
	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「留学ビザ等書類」	
	②障害者		
		③その年において生活費又は教育費に 充てるための支払を38万円以上受けている人	「38万円送金書類」
		「親族関係書類」	「送金関係書類」
0歳	16歳以上	30歳以上	70歳以上

親族の範囲とは6親等の血族、配偶者、3親等内の姻族です。

*配偶者の母を扶養親族とする場合は次の書類で親族関係の証明が必要

- ①居住者と配偶者の婚姻関係を証する書類
- ②配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類

留学ビザ等書類とは外国政府等が発行した留学ビザ等の写し

送金関係書類とは次の書類で、その年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにするもの

- ① 金融機関が発行した書類又は写しで非居住者である親族に支払いをしたことを明らかにする書類
- ② クレジットカード発行会社が発行した書類又は写しで非居住者である親族がクレジットカードを利用したことが明らかな書類

✖認められない事例

- ・複数人の非居住者について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金を行う必要があります。
- ・代表人口座への送金、現金での受渡しでは扶養控除の認定はできません。

38万円送金書類とは送金関係書類のうち非居住者である親族各人へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類です。

【健康保険の取扱い】

所得税などの扶養親族と社会保険の被扶養者は定義が異なります。

健康保険の被扶養者については国内居住要件を設けており実務的には日本の住民票を有することが要件のひとつですから、非居住者である扶養親族については原則として健康保険の被扶養者に該当しません。

例外としては子女が一時的に海外留学している場合等は認定を受けることにより被扶養者となります。